

令和6年第22回

# 荒川区教育委員会定例会

令和6年11月22日

於) 汐入小学校

荒川区教育委員会

令和6年荒川区教育委員会第22回定例会

- |        |   |   |
|--------|---|---|
| 1 日 時  | 令和6年11月22日  | 午後3時15分   |
| 2 場 所  | 汐入小学校   |   |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員<br>委 員   | 高 梨 博 和<br>小 林 敦 子<br>長 島 啓 記<br>坂 田 一 郎  |
| 4 欠席委員 | 委 員   | 繁 田 雅 弘   |
| 5 出席職員 | 教育総務課長<br>教育施設課長<br>教育施設管理課長<br>学 務 課 長<br>教育センター所長<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 山 形 実<br>田 中 欣 也<br>井 上 千 恵<br>渡 辺 裕 登<br>杉 山 茂<br>大 西 寛 和<br>齋 藤 一 幸<br>吉 田 夏 彦<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 審議事項

議案第 2 1 号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の  
聴取について

( 2 ) 報告事項

ア 学校施設建替え計画の検討状況(中間報告)について

イ 第 1 4 回「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」の審査結果について

( 3 ) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和6年第22回定例会を開催させていただきます。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、4名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、長島委員、御両名にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

8月9日開催の第15回定例会の議事録を皆様に現在お送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしたいと考えてございます。恐縮ですが、次回までに御確認いただき、お気付きの点等について事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進行させていただきます。

本日は、審議事項1件、報告事項2件となっております。

初めに、議案第21号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 3ページを御覧いただければと思います。議案第21号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」でございます。

提案理由でございます。令和6年度荒川区議会定例会・11月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。

まず、改正理由でございます。幼稚園教育職員の給与につきまして、特別区人事委員会勧告を踏まえた給与改定交渉結果に基づきまして、給与表を改定するとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに扶養手当の支給額等を改めるほか、規定を整備するものでございます。

主な改正内容を御覧いただければと思います。

まず、特別区人事委員会勧告についてでございます。公民格差を解消するため、初任給及び若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級号給につきまして給料月額を引き上げ、令和6年4月1日に遡りまして適用するものでございます。3年連続値上げという形になります。

次でございます。扶養手当でございます。国における扶養手当の見直しを踏まえまして、また民間企業における家族手当の支給の状況、職員の扶養手当の支給実態等を勘案いたしまして、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方「配偶者等」とこれから申し上げますが、についての手当、配偶者手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げる、子どもの扶養手当のほうにシフトしていくという形になります。受給者への影響を限りなく少なくする観点から、改正については3か年で段階的に実施するものでございます。

3つ目でございます。職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数につきまして、民間の支給月数を下回っておりますので、公民格差を解消するため、支給月数を0.2月分引き上げ、4.85月といたします。定年前再任用短時間勤務職員につきましては0.1月を引き上げ、2.55月に引き上げるものでございます。

特別給の引上げにつきましては、期末手当及び勤勉手当に均等に配分するものでございます。

下の勧告の内容のところを御覧いただきますと、もう少し分かりやすくなってございます。

まず、の給料表の改定につきましては、先ほど申し上げましたように、初任給及び若年層のほうに重点を置きまして、全ての級号給の月額を引き上げるものでございます。参考に金額が載っております。

特別給の支給割合でございます。先ほど申し上げましたように、期末手当、管理職、一般職につきまして0.1月、定年前については0.05月引き上げるものでございます。

次のページ、4ページの上のところ、先ほど期末手当と勤勉手当を均等に分けるという形で、勤勉手当も同じように、管理職、一般職につきまして100分の10、0.1月分を引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員は0.05月を引き上げると。

3番でございます。先ほどの扶養手当の表のところを御覧いただくと分かりやすいかなと思います。最初が配偶者等、配偶者及びパートナーシップ、次が子でございます。このところが今回変化になりまして、今、令和6年度につきましては配偶者等が6,000円、子が9,000円になってございますけれども、7年度につきましては配偶者等のところが4,000円、8年度を見ますと配偶者が2,000円、9年度は廃止。逆に、下の子のところを御覧いただければと思いますけれども、6年度9,000円のところが7年度9,500円、8年度1万円、9年度1万500円という形になります。下の父母等については変化はございません。

施行期日につきましては、給料表改定及び令和6年度の期末・勤勉手当の支給割合については公布の日、令和7年度以降の期末・勤勉手当の支給割合については令和7年4月1日、扶養手当の支給額の改定につきましては令和7年4月1日になります。

参考に、その下に表がございますけれども、令和6年度の管理職員のところを御覧いただければと思います。12月の期末及び勤勉のところが0.1月引上げがございます。令和7年度以降につきましては、一番右側、6月と12月に0.05ずつ引き上げる形になってございます。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑はございますでしょうか。

坂田委員 去年もそうだったと思うのですが、前回、給与につきましては若い世代をかなり重視したという、そういう改定になっているという理解ですね。特に初任給がかなり思い切った引上げになっているかと思うのですが、そのような印象です。

教育総務課長 去年も坂田委員のほうからも御質問いただきましたパーセントのところを調べてまいりました。モデル的になりますけれども、例えば24歳で採用2年目の職員については、給与月額で11.6%値上がりします。期末・勤勉については、給与月額が上がりますので、さらに上がる形で16.4%、かなりの大きい値上がりですね。

ただし、だんだん年齢層が上がっていくと、例えば主任、34歳の職員だとすると、給与月額がぐっと下がりますして2.97%になります。期末・勤勉だと7.49%。さらに、副園長、園長になりますと、大体48歳の副園長だとすると給与月額は0.67%、期末についても5.22%という、かなり初任給、若い者のほうにシフトしている形になります。

以上でございます。

坂田委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか御質疑ございますでしょうか。

長島委員 納得できない、反対など、そういうことでは全くなくて、ただ教えてもらいたいことなのですけれども、配偶者等手当が廃止の方向になっていますね。どういう考え方に基づいてそうなっているのかなというのは教えてもらえたら。

教育総務課長 先ほども申し上げましたように、国が同じような、国は3か年ではありませんが、2か年で廃止をする、それに基づいてやっているのですけれども。国のほうが考えておりますのは、先ほども出ましたように、民間では配偶者手当がないところが多くなってきているようです。逆に、パートナーがいなかったりなど、そういうところもあるかと思うのですけれども、その分、子どものほうに振り分けるべきではないかというような考え方が民間の実態。また、区の職員につきましても、だんだん配偶者手当よりも共働きが増えてきたので、配偶者手当もあまり出なくて、子どもにシフトしていったという、そんな実態を踏まえて変わってきたようでございます。

長島委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 国の施策として、女性の社会進出を促進しよう、あるいはまた労働力不足を解消するために、扶養手当廃止や扶養控除の引上げなどいろいろ考えています。国の人事院勧告に準じた形で、この幼稚園教育職員の給与改定と併せて、区の一般職員の給与改定も同時に議会に御提案しております。また、東京都も同じということで、ほぼ同じ流れになっております。

そのほかいかがでしょうか。

小林委員 大学生を指導する立場ですけれども、民間志向が強いという状況がございますので、

若い層を重点的に増額するというのは非常にいいことだと思っております。

教育総務課長 昨年も特別区の採用が2倍に行かないぐらいでしたので、特別区としても採用したい、さらに荒川区を希望してもらうようにというので、区としてもいろいろな、先輩職員の紹介など、そういうようなものに取り組んでいるところでございます。いい人材をできれば荒川区に採用したいと思っているところでございます。

教育長 そのほかございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 特に質疑がないようであれば終了させていただきます。

議案第21号につきまして御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 討論を終了いたします。

議案第21号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第21号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、原案のとおり決定いたします。

続いて、報告事項に移ります。

報告事項ア「学校施設建替え計画の検討状況（中間報告）について」を議題といたします。

井上教育施設計画担当課長、説明をお願いします。

教育施設計画担当課長 それでは、資料17ページ以降を御覧ください。「学校施設建替え計画の検討状況（中間報告）について」御説明いたします。

ポイントでございます。老朽化した学校施設の計画的な建替え実施に向け、建替え事業の進め方や、これからの学校施設の整備水準、具体的なロードマップなどの検討を進めており、現在までの検討状況について中間報告を行うものでございます。

なお、資料の分量が多いので、少しポイントを絞って説明させていただきます。

まず1、学校施設の計画的な建替えの必要性でございます。区の学校施設は、半数以上が築50年以上を経過しております。令和2年7月に策定した荒川区教育施設長寿命化計画におきましては耐用年数を80年としておりまして、今後、耐用年数80年までに計画的な建替えが必要な状況でございます。

3点目、35人学級制の導入など、再開発や新規マンションの建設によりまして児童生徒数が増加されている地域がございまして、現在の施設規模では不足するおそれが高い学校もでございます。

2、これまでの検討経過です。昨年度までに建替えにおける建物規模等の調査を実施して

おりまして、敷地においてどのぐらいの規模の建物までが建て替えたときにできるかという調査を一部の学校について行っております。

また、今年度令和6年度から、来年度7年度にかけて、令和37年度までに築80年を経過する25施設、小学校18校、中学校5校、幼稚園1園、諏訪台中学校第二校庭、この施設につきまして建替え計画の策定に向けた検討を進めております。

3、現在の検討状況でございます。

(1) 建替え事業の手法及び要する期間です。代替校舎と書いておりますけれども、ほかの場所に学校を建て、そこを仮の校舎として使うものを代替校舎と呼んでおります。代替校舎が確保できた場合には、敷地全体を使った建替えを実施いたします。この場合には、1校当たり、設計で基本設計、実施設計の2年、それから解体・建設・運動場整備などの工事で4年、各学校を計6年、設計から完了までにかかると考えております。

この代替校舎の確保が難しい場合には、既存校舎を利用したまま、例えば校庭の一部に新しい学校を建てるという、居ながらの工事をする必要がありますが、こういった手法も今後検討する必要はあると考えてございます。

18ページをお願いいたします。

18ページの上に、代替校舎の利用と、居ながら工事の場合の比較をつけております。右側の居ながら工事を見ていただきますと、例えば建物を建てる工期や、新しい校舎を建てる自由度、それから工事中の安全面や騒音・振動などの教育環境、こういったものは代替校舎の利用と比べ課題があると考えております。一方で、児童生徒の通学に関しては、そのまま今の学校を使えるというところで、別の場所の代替校舎を利用するよりはいいというような状況でございます。

(2) 建替え事業の進め方でございます。現在のところ、令和11年度から1校目の建替え事業(基本設計)を始める予定でございまして、下の建替え事業実施のイメージの図を見ていただきますと、令和11年度に基本設計1校目が入っております、令和13年度から実際の建替え工事を1校目でスタートすると考えてございます。その後、毎年1校ずつ事業に着手をしていきまして、最大1年間で4校、何かしら工事をしているというような状況を考えてございます。代替校舎につきましては、最大4か所必要になるという状況でございます。

次のページをお願いします。(3) 建替えの順位付けでございます。原則は古い順と考えております。ただ、児童生徒数の動向で、早期に建替えが必要になる学校や、例えば代替校舎の規模によって入る入らないの状況、それから小学校から中学校と学区域が同じですと、ずっと建替えをしているという状況になってまいりますので、その場合には中学校を先にするなど、そういったことを含めて今後具体的なロードマップを検討する予定でおります。

(4) 建替えの際の学校プールの在り方でございます。学校プールにつきましては、施設・設備の老朽化や気候の問題もございまして実施できないというのもある状況でございます。今後どうするかというのは課題になっております。

今年度、民間の屋内温水プールを活用した水泳授業の外部委託の試行を実施しております。概要は、別紙1、21ページを御覧ください。

水泳授業の試行としまして、1の(2)の対象校、第六日暮里小学校と第九中学校、こちら通常はグラウンドに組立て式プールを夏の間だけつくっている学校ですけれども、その学校2校につきましては、今年度、スポーツクラブNASというのが徒歩で行ける範囲内にそれぞれありましたので、そのスポーツクラブを使った水泳授業の試行を行っております。民間施設の休館日に屋内温水プールを活用して、民間の指導員から6回程度授業を受けるというような試行を行いました。

試行の検証の途中ですけれども、非常に学校や子どもの評価は高く、今後ともこういったやり方は有効なのではないかなと考えているところでございます。ただ、別紙1、一番最後にありますけれども、区内の屋内温水プールというのは非常に場所が限られておりますので、全ての学校がこの方法では実施はできないというところでございます。

19ページへお戻りください。こういった点を踏まえまして、今後、建替えの際の学校プールをどうしていくかという在り方を検討していこうと考えております。

(5) 整備水準の検討でございます。建替えにつきまして、建替え後の学校施設について一定の水準を確保する必要があると考えておりまして、現在、整備水準を検討中でございます。

整備水準につきましては、今回、別紙2といたしまして基本的な考え方をお付けしております。23ページ以降になります。23ページに位置付けが書いてございまして、24ページ以降に基本的な考え方として、今回、案として5点お付けをしております。

(1) 新しい時代の学びを実現する学校施設。学校全体を学びの場とするようなものや、インクルーシブ教育システム、不登校となった児童生徒の学びの継続、そういった環境、あと学校図書館の充実、こういったものが必要というようなことを考え方として示しております。

(2) 安全安心な学校施設。それから、(3) 快適な空間及び維持管理しやすい学校施設。(4) 環境への配慮。特に昨今、非常に暑い寒いがきつうございますので、そういった断熱化も含めた考え方を示しております。

最後、(5) としまして、学校は地域の防災拠点にもなるものでございますので、地域の拠点となるような学校施設にしていくというような基本的な考え方を示しております。

元にお戻りください。19ページでございます。

こういった検討を進めているのですけれども、4、検討における課題といたしまして、まず(1)代替校舎の確保というのを非常に重要と考えております。区内の場合、学校の敷地がそれほど広くないので、居ながらでできる学校というのは限られております。そのため、別の場所に代替校舎を4か所確保するというところに、今、全力を尽くしているところでございます。今後、区や都の使われてない施設、用地なども含めて、あらゆる方向から様々な案を検討し、代替校舎の確保を目指してまいります。

(2)移動手段の確保。代替校舎に行く場合には、遠い学校の場合、バスなどの通学手段を検討する必要があると考えておりまして、現在、バスの確保が非常に難しい状況もありますので、確実にバス移動ができるような方策を検討する予定でございます。

(3)必要経費の算出。現時点で建築費が非常に高騰しております。それから、工期につきましても長くなってきている状況がございますので、必要な財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

次のページをお願いします。(4)学校の建替えに当たりましては、どうしても小規模な学校が出てきてしまったときには統廃合などの適正配置、それから場合によりましては、他区では小中一貫校の事例も出てきておりますので小中一貫校、それから複合化として区内の老朽化した公共施設との複合化、こういったものも建替えの計画の検討と併せてやっていく予定であります。

現在、こういったことの検討を進めておりまして、今回、中間報告したものでございます。

それから、最後、5番でございます。建替え計画の対象の学校ではないのですけれども、児童生徒急増により教室不足が想定される学校への対応方針としまして、まず第二日暮里小学校。こちらにつきましては、近年、日暮里地区でのマンション建設が非常に増えておりまして、数年後には普通教室が不足するという状況でございます。そのため、校庭への増築校舎を建設することを検討しております。

最大で18学級になる想定なのですけれども、現在、既存校舎で確保できるのは14教室ですので4教室分が不足すると。ただ、最大14教室確保した場合、既存の校舎が余裕が全くなってしまうというがあるので、今のところは6教室ぐらいの増築校舎を校庭に建てられないかと検討しているところでございます。

それから、(2)です。第一日暮里小学校、第六日暮里小学校、諏訪台中学校、こちらにつきましても日暮里地区の学校でして子どもの数が増加している状況がございますので、今後、時期を見ながら対応を検討してまいりたいと思っております。

最後、今後の予定です。本件につきましては、12月4日の文教・子育て支援委員会で報

告をする予定でございます。その後、先ほどお示した整備水準については、先生や子どもの意見も聞いてみようと考えておりました、そういったアンケート等を行う予定でございます。最後、8年の3月には建替え計画策定を具体的にお示しできるよう今後検討していく予定です。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員 お聞きしていると、全体的に古くなっていることと、それから一部の地域で子どもたちが増えていること、2つを考え合わせると、従来に比べて建替え計画のほう、難易度と、それから実際にやらないといけないことのボリュームが格段に増えているように理解をさせていただきました。

この中で難しいのは、どういう方式でやるかということと、それから先ほどおっしゃっておられたように、子どもたちの視点から見て、在学中にずっと工事していたというようなことにならないような、そういったことが非常に重要な配慮点だと思えました。今のようなことは、ある種、建替えの効率性を阻害するような面もあるわけですが、一方でずっと荒川区に在学される子どもたちが多いことも考えると、その辺のところもよく検討せざるを得ないという御事情も非常によく分かりました。ありがとうございます。

教育施設計画担当課長 おっしゃるとおり、古い学校が非常に多くございますので、それをどういうふうに計画的に進めていくかというのは非常に課題が多くて、今まだきちんとした解決策というのは見つかっていない状況でございます。来年度までにきちんと見つけたいと思っております。

また、先ほど出ていました「在学中ずっと工事ということにつきましては、どうしても工事期間が延びている関係で、例えば中学生ですと4年間だと、正直そういう子どもが出てきてしまうというのは避け難いところがある」というのは認識しておりました、その子どもたちがいかに快適に代替校舎で過ごせるかということも含めて、きちんとした対応を検討していく必要があると考えております。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

小林委員 建替えに関しては、検討における課題ということで、4点拳がっているのですが、非常に難しい課題もあるのかなと思っています。特に(4)の適正配置、小中一貫校、複合化等の検討ということになりますと、統廃合を含むということで、慎重にやらざるを得ないところがあります。区民の方々の御意見をお伺いしながら、丁寧な対応をしていただければと思っております。

教育施設計画担当課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、統廃合につきましては、

学校がなくなってしまうということが出るということもありますので、対応は慎重にということはあるかもしれませんが、全国的にも子どもが減っているということを考えますと、何かしらやる必要性が出てきたときには、きちんと丁寧な説明をして、理解を得ながらやっていきたいと考えております。

小林委員 小規模校よりも、ある程度児童数がいたほうが相互に鍛え合うことができることは指摘されているので、その辺りを説明するといいかもかもしれません。

長島委員 お話の中で、老朽化した公共施設との複合化という話がありましたけれども、具体的に何か幾つかあるのでしょうか。

教育施設計画担当課長 今、実際、現時点ではここというのが明確にあるわけではございません。ただ、他区の事例を見ますと、例えば学校施設と複合化しているものとしては、図書館や、区でいうふれあい館、そういう児童センターのようなものなどはあります。荒川区の場合、学校敷地がそもそもそれほど広くないので、実際に図書館が合築できるかということ、施設のできるかということもございまして、施設の老朽化や、その施設のほかへの建替えのときのタイミングなど、そういうのを見ながら今後検討していきたいと思っております。

教育長 よろしいでしょうか。

長島委員 プールの話がありましたけれども、民間の屋内の温水プール、いつだか総合スポーツセンターでしたか、見せてもらったときに、プールが下のほうに見えたのですけれども、ああいうところは使えないということなのですか。

教育施設計画担当課長 もちろん、区の屋内温水プールとして総合スポーツセンター、あとスポーツハウスというのがございます。そちらを使うということもあるのですけれども、区民の方が結構利用されており、区の施設につきましては休館日がないので、なかなか学校で専用で使うというのが難しいという面がございます。民間施設の場合は、今のところ休館日があるので、そこを専用で使わせていただいているという感じになります。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 では、次に移らせていただきます。

報告事項イ「第14回『荒川区図書館を使った調べる学習コンクール』の審査結果について」を議題とします。杉山教育センター所長、説明をお願いします。

教育センター所長 「第14回『荒川区図書館を使った調べる学習コンクール』の審査結果について」御報告させていただきます。

審査で選ばれた作品を机上に置かせていただきましたので、併せて御覧いただきながら聞いていただければと思います。

まず、ポイントといたしまして、図書館利用の促進と児童生徒自らが考え、判断し、表現する力を育むことを目的とした調べ学習の普及を図るため、第14回「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」を実施したので、審査結果について御報告させていただきます。

まず、募集作品でございます。区立図書館及び学校図書館の資料・情報を活用し、研究したものでございます。

2番、募集期間でございます。令和6年9月10日、11日までを締切りとさせていただきました。

3番、応募状況でございます。小学校24校、中学校10校で、小学校につきましては6,578点、中学校につきましては2,158点、全応募作品8,736点の応募がございました。

審査会の日時でございます。10月28日に行いました。

審査委員といたしましては、教育長、教育部長をはじめ、記載のと通りの審査委員で審査をさせていただきました。

6番、審査基準でございます。まず1つ目が、発達段階に応じたテーマを選び、図書館の資料・情報を的確に収集・活用ができていること。2つ目といたしまして、複数の資料・情報を活用し、調べる目的、方法、過程を示し、使用した資料・情報の出典を明示していること。3つ目といたしまして、調べる過程や作品に学ぶ喜びが読み取られ、表現方法を工夫して考えをまとめ、自分の言葉で解決しようとしていることでございます。

7番、審査結果でございます。小学校、中学校ともに、区長賞1点、教育委員会賞2点、校長会賞が3点、そして奨励賞が4点という御覧の結果になってございます。

今後の予定でございます。表彰式につきましては、令和7年1月10日のときに合同表彰式として、小論文コンテスト、お弁当レシピコンテストと併せて行わせていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

御参考として、それぞれの賞に内定した作品を机上に置かせていただいております。御覧いただければと思います。

ちなみに、小学生は親子で調べてもいいのでしょうか。

教育センター所長 基本的には親子で調べても構わないというところで、先日、教育委員会のほうで募集させていただきました「調べる学習チャレンジ講座」というものがございまして、それは親子で取り組んでいくということを発信させていただいております。

小林委員 すばらしいですね。

教育長 荒川区として、このような形で表彰を行うのですけれども、上位入賞作品については全国のコンクールにも応募させていただいて、昨年度もそうですけれども多くの作品が全国でもかなり上位の入賞を果たしているという状況もございます。

教育センター所長 ちょうど今、全国のほうに作品を応募しているところございまして、昨年度は優秀賞で2点、荒川区の学校の子どもの作品が選ばれているというところでございます。優秀賞というのは、33作品の中のうちの2点選ばれているという大変優秀な成績を収めております。

教育総務課長 そういう全国などに行きますと、後ほど教育褒賞のときに、また新たに表彰させていただく形になります。

教育長 ほかになければその他の報告事項として、教育委員会の日程について事務局から説明をさせていただきます。

教育総務課長 31ページを御覧いただければと思います。

今回については、修正はございません。日程のほうについても変化はございません。ただ、前回、教育委員会のときにも調整させていただくことになりました滝口区長と面会については、全委員がそろってのところは少し難しいようなので、2回に分けて、今、秘書課と調整してございますので、また御連絡させていただければと思います。

以上です。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和6年第22回定例会を閉会とさせていただきます。

了